



山形県無電柱化推進計画 (改訂版)

2024（令和6）年3月
山形県

はじめに

山形県では、昭和 60 年代初頭から、道路整備事業、街路整備事業、土地区画整理事業などにより、電線類を地中へ埋設するなどの無電柱化事業を計画的に進めてきた。

本県におけるこれまでの無電柱化は、安全・円滑な交通確保、防災機能の向上、観光振興・中心市街地の活性化、住環境の整備といった観点のもとに実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢化の進展等により、その必要性は更に高まっている。

特に、地震や暴風雨などの災害時には、電柱倒壊により緊急車両等の通行に支障を来すばかりでなく、停電並びに通信障害が長期間に及ぶ恐れがあることから、市街地等における緊急輸送道路の無電柱化は早急に推進していく必要がある。

また、令和 5 年 5 月より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に移行したことを受け、訪日外国人をはじめとする観光需要が再び増加することを見据え、観光地等において良好な景観を形成していく必要がある。

国土交通省では、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として定められた無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。）第 7 条の規定に基づき、平成 30 年 4 月に「無電柱化推進計画」を策定し、諸外国に負けない我が国本来の美しさを取り戻し、安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指すこととしており、令和 3 年 5 月には新たな「無電柱化推進計画」を策定し、その取組みを加速させている。

本県においても、令和 2 年 3 月に、無電柱化法第 8 条第 1 項に基づく都道府県無電柱化推進計画を策定し、無電柱化の推進に向けた着実な取組みを行ってきたところであるが、本計画は、前計画での成果や課題を踏まえ、今後の山形県が実施する無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

目次

はじめに

| | |
|--------------------------------|---|
| 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針 | 1 |
| 1) 山形県における無電柱化の現状 | 1 |
| 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢 | 3 |
| 3) 無電柱化の対象路線 | 3 |
| 2. 無電柱化推進計画の位置付と計画期間 | 4 |
| 3. 無電柱化の推進に関する目標 | 4 |
| 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 | 5 |
| 1) 無電柱化事業の実施 | 5 |
| 2) 占用制限制度の適用 | 6 |
| 3) 関係者間の連携の強化 | 7 |
| 5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項 | 8 |
| 1) 広報・啓発活動 | 8 |
| 2) 無電柱化情報の共有 | 8 |
| 3) 市町村への技術支援等 | 8 |

(別表) 計画対象路線一覧

(参考図) 実施箇所位置図

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 山形県における無電柱化の現状

山形県では、昭和 60 年代から、電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式などによる無電柱化が進められており、令和 2 年 3 月に策定した山形県無電柱化推進計画（以下「前計画」という。）のもと、令和 4（2022）年度末現在、約 70.6 km（うち山形県管理道路分 約 32.7km）の無電柱化が完了している。

しかしながら、前計画の策定以前に、土地区画整理事業を中心として整備された既成市街地については、そのほとんどが無電柱化されておらず、電柱により歩行空間が狭められていることなどから、無電柱化による安全で安心できる道路空間の整備が望まれている。

また、道路上空を輻輳する電線により、街並みの景観が阻害されている他、背の高い山車を使った祭りなどの実施に制限が生じる可能性があり、無電柱化による良好な空間の形成が望まれている。

これまでは、良好な景観形成、街づくりの観点から無電柱化を実施してきたが、近年多発する地震や台風などの災害により、電柱が倒壊する危険性を踏まえ、防災面から、重要物流道路や代替・補完路、緊急輸送道路を中心とした無電柱化にも取り組んでいく必要がある。

山形県における無電柱化の整備実績（令和4（2022）年度末）

| 計画期 | 年度 | 年数 | 全国の無電柱化延長 （計画延長）※1 | うち山形県※2 |
|----------------------------|------------------------|-----|-----------------------|----------|
| 第1期電線類地中化計画 （電線類地中化計画） | S61～H02 (1986～1990) | 5年間 | 約 1,000km | 約 4.0km |
| 第2期電線類地中化計画 （電線類地中化計画） | H03～H06 (1991～1994) | 4年間 | 約 1,000km | 約 2.8km |
| 第3期電線類地中化計画 （電線類地中化計画） | H07～H10 (1995～1998) | 4年間 | 約 1,400km | 約 6.0km |
| 第4期電線類地中化計画 （新電線類地中化計画） | H11～H15 (1999～2003) | 5年間 | 約 2,100km | 約 19.8km |
| 第5期電線類地中化計画 （無電柱化推進計画） | H16～H20 (2004～2008) | 5年間 | 約 2,200km | 約 13.6km |
| 無電柱化に係るガイドライン | H21～H29 (2009～2017) | 9年間 | 約 2,200km | 約 17.1km |
| 無電柱化推進計画（第7期） | H30～R02 (2018～2020) | 3年間 | 約 1,400km | 約 5.6km |
| 防災・減災、国土強靱化の ための3か年緊急対策 | H30～R02 (2018～2020) | 3年間 | 約 1,000km | 約 0.9km |
| 無電柱化推進計画（第8期） | R03～R07 (2021～2025) | 5年間 | 約 4,000km | 約 0.8km |
| 合計 | | | | 約 70.6km |

※1 計画延長・・・CCB等の整備延長（目標値）

※2 国土交通省、県、市町村施行で無電柱化された延長の合計（実績値）

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、道路拡幅事業や土地区画整理事業といった事業の際に、需要の高い幹線道路等を中心に実施してきたが、今後は、防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成・観光振興の観点から、無電柱化を推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。」という無電柱化法第2条の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により山形県の魅力あふれる美しい街なみを形成し、安全・安心な生活環境を確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の対象路線

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所及び連系設備の立上り箇所等について、沿線住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の項目に該当する道路について、優先的に無電柱化を推進する路線として、取り組みを進める。

なお、国土交通省管理の一般国道などは、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災機能の向上

市街地の緊急輸送道路など、電柱倒壊による道路の閉塞防止を目的とする区間は、道路管理者である国や市町村の協力を得つつ、無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

バリアフリー基本構想に位置付けられた重点整備地区や、通学路合同点検において危険性が指摘された通学路など、安全・円滑な交通確保を目的とする区間は、地域住民等関係者の合意を得ながら、無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

歴史的風致地区等における街なみの保全を行う地域や、祭り、イベントの実施等、観光振興に資する箇所については、市町村等と連携し、無電柱化を面的に推進する。

④ その他

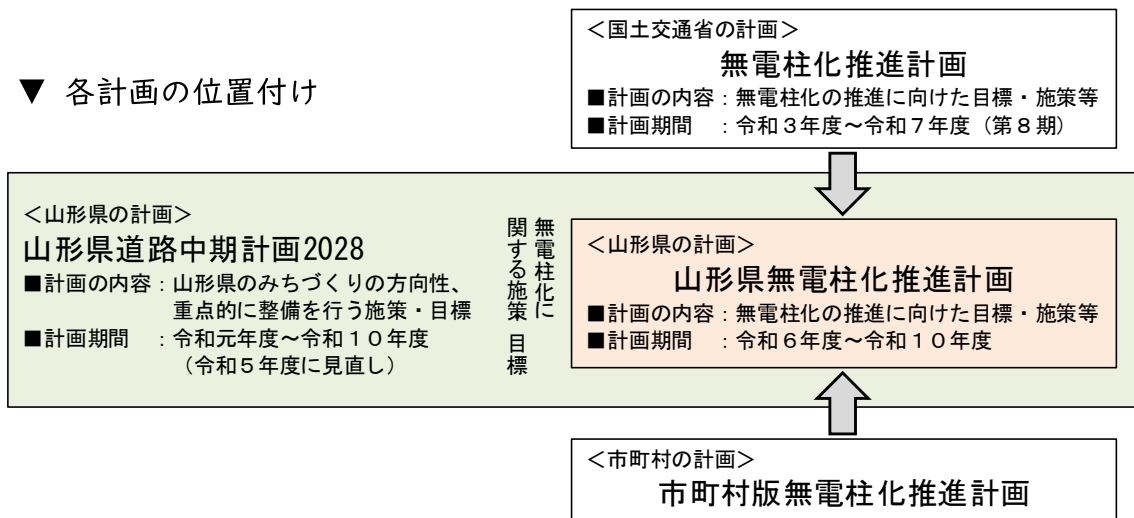
市町村が定める居住誘導区域に指定されている箇所等、良好な住環境の形成が必要な箇所や、中心市街地の活性化のために必要な箇所等については、関係する市町村等と連携し、無電柱化を面的に推進する。

2. 無電柱化推進計画の位置付と計画期間

本計画は、山形県の道路整備に関する中期計画「山形県道路中期計画2028」における取組みの一つである無電柱化の推進について、具体的な取組を明らかにするものである。このため、本計画は、山形県道路中期計画の計画期間を勘案し、前計画（R1～R5）から引続いて、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画期間とする。

なお、計画期間中であっても、国や市町村の動向を踏まえ、見直す必要が生じた場合は、適宜見直すものとする。

▼ 各計画の位置付け



<参考> 山形県内の市町村版無電柱化推進計画（R5.12月末時点）
・山形市無電柱化推進計画（R3.6月）
・酒田市無電柱化推進計画（R5.3月）

3. 無電柱化の推進に関する目標

本計画では、別表「計画対象路線一覧」の合計延長について、「1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針」に基づき、計画期間内に無電柱化事業に着手することを目標とする。

なお、県事業に係る事業着手の判断については、「山形県道路中期計画2028」での位置付けや調査の進捗状況、地元熟度等を踏まえた上で行うものとする。

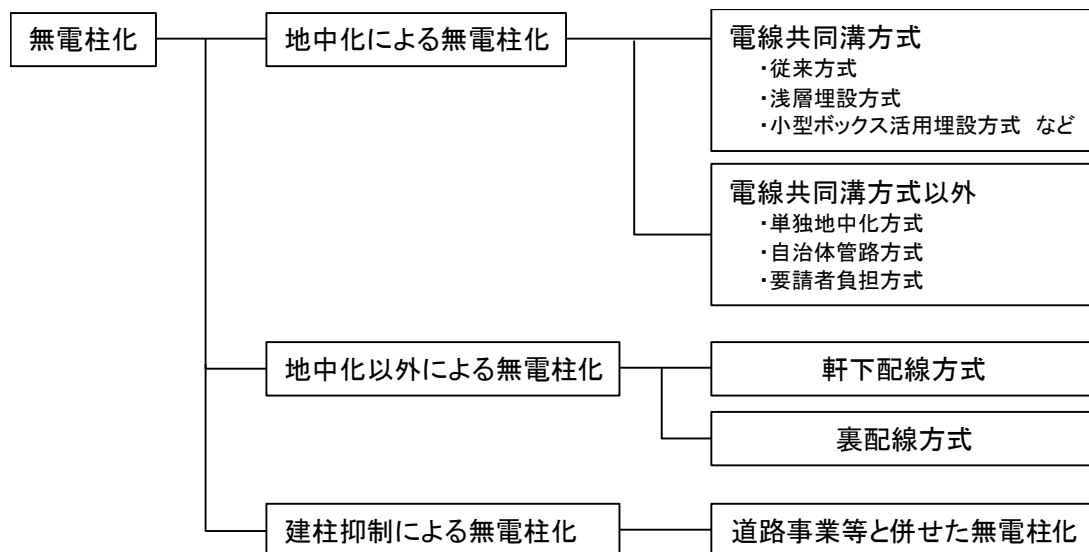
4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

主に、以下の事業手法により無電柱化を推進する。

事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

▼ 無電柱化の手法



① 地中化による無電柱化

ア) 電線共同溝方式

電線共同溝とは、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が整備する道路附属物である。

電線共同溝の整備に際しては、道路及び沿道の利用状況や現況の歩道幅員、都市計画決定の状況、収容する電線類の量、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式等の低コスト手法も積極的に採用する。

イ) 電線共同溝方式以外

無電柱化の必要性の高い道路のうち、条件が整わず電線共同溝の整備が行えない道路については、電線管理者及び関係事業主体との協議のうえ、単独地中化方式^{※1}、自治体管路方式^{※2}、要請者負担方式^{※3}等による無電柱化を検討する。

この場合、無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

※1 単独地中化方式…電線管理者が自ら負担を負担して整備する方式

※2 自治体管路方式…地方公共団体が管路設備を整備し、残りを電線管理者が整備する方式

※3 要請者負担方式…要請者（開発事業者や地域住民等）が全額費用を負担して整備する方式

② 地中化以外による無電柱化

ア) 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる箇所においては、低コストで無電柱化が実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

③ 建柱抑制による無電柱化

ア) 道路事業等と併せた無電柱化

無電柱化法第 12 条に規定する道路の新設、改築又は修繕に関する事業、市街地開発事業、開発許可を受けて行う事業等が実施される際に、電線管理者に工事が実施される旨の通知を行うとともに、山形県無電柱化推進協議会等を活用しながら、無電柱化の推進に向けた調整を図ることとする。

また、無電柱化法第 12 条で規定されない道路事業であっても、道路事業と一緒に実施することで無電柱化が可能な場合は無電柱化に取り組む。

2) 占用制限制度の適用

災害が発生した際、道路上に設置された電柱が倒壊し、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすことが無いよう、道路法第 37 条の規定に基づき、防災上重要な緊急輸送道路において、新たな電柱の道路の占用を制限することにより、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国土交通省では、防災の観点から、平成 28 年 4 月から、国が管理する緊急輸送道路について、道路法第 37 条第 1 項の規定に基づく新設電柱の占用の制限措置を実施している。このことを受け、山形県においても、平成 29 年 4 月から、県が管理する第一次緊急輸送道路において新設電柱の占用の制限措置を実施した。

さらに、令和 5 年 4 月からは、第一次緊急輸送道路に加え、第二次緊急輸送道路も含め県が管理する緊急輸送道路の全線 1,088.4km において占用の制限措置を実施している。

また、国土交通省において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施についても、国土交通省の動向を踏まえ検討する。なお、制限区域の指定に際しては電線管理者等と協議し、意見を聴取した上で決定する。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を実施する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者等からなる東北地方無電柱化協議会山形県無電柱化推進調整会議等を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

② 工事・設備の連携

山形県の管理する道路において無電柱化事業を実施する際に、他の道路事業やガス、水道等の地下埋設物の工事等の予定がある場合、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、相互に工事を調整してコスト、工期を縮減するとともに、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的に行えるよう調整を積極的に行う。

③ 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、無散水消雪整備事業、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、無電柱化工事の実施状況や効果等、広報誌等を活用して周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

国土交通省や他の地方公共団体と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、山形県の取組や問題点等について国や他の地方公共団体との共有を図る。

特に、低コスト手法による無電柱化の実施を目指し、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式による施工について情報共有を行う。

3) 市町村への技術支援等

市町村が無電柱化推進計画を策定する際には、国と連携しながら、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

また、山形県無電柱化推進調整会議において、市町村が計画する無電柱化整備箇所について、県が一括して協議するなど事務手続きを支援する。

計画対象路線一覧

| No | 路線名 | 事業主体 | 区間 | 延長 ^(注1) | 計画期 | | 計画期 未定 | 備考 |
|----|--|-------------|----------|--------------------|-----|----|-----------|------|
| | | | | | 7期 | 8期 | | |
| 1 | 国道7号 | 国土交通省 | 鶴岡市田川 | 1,500 m | | ○ | | |
| 2 | 国道7号 | 国土交通省 | 鶴岡市中清水 | 1,000 m | | ○ | | |
| 3 | 国道7号 | 国土交通省 | 鶴岡市平京田 | 200 m | | ○ | | |
| 4 | 国道7号 | 国土交通省 | 酒田市あきほ町 | 400 m | | ○ | | |
| 5 | 国道7号 | 国土交通省 | 酒田市豊里 | 300 m | | ○ | | |
| 6 | 国道7号 | 国土交通省 | 酒田市宮海 | 4,800 m | | ○ | | |
| 7 | 国道13号 | 国土交通省 | 山形市飯田 | 5,600 m | | ○ | | |
| 8 | 国道13号 | 国土交通省 | 舟形町舟形 | 1,200 m | | ○ | | |
| 9 | 国道47号 | 国土交通省 | 酒田市大町 | 1,300 m | | ○ | | |
| 10 | 国道112号 | 国土交通省 | 山形市桜田東 | 1,120 m | | ○ | | |
| 11 | 国道112号 | 国土交通省 | 山形市元木 | 810 m | ○ | | | |
| 12 | 国道112号 | 国土交通省 | 山形市下条 | 1,520 m | ○ | | | |
| 13 | 国道113号 | 国土交通省 | 小国町小国小坂町 | 2,200 m | | ○ | | |
| 14 | (都)旅籠町八日町線(本町工区) (主)山形朝日線 | 県(街路) | 山形市本町 | 610 m | ○ | | | (注2) |
| 15 | (都)東原村木沢線 (主)山形朝日線 | 県(街路) | 山形市木の実町 | 520 m | ○ | | | (注2) |
| 16 | (都)北本町飛田線 (主)新庄戸沢線 | 県(街路) | 新庄市新町 | 1,000 m | ○ | | | |
| 17 | (都)桐町成田線 (主)長井大江線 | 県(街路) | 長井市本町 | 780 m | ○ | | | |
| 18 | (都)道形黄金線(馬場町工区) (一)鶴岡村上線 | 県(街路) | 鶴岡市馬場町 | 900 m | ○ | | | |
| 19 | (都)村山駅東沢線 (主)尾花沢関山線 | 県(街路) | 村山市楯岡新町 | 760 m | | ○ | | |
| 20 | (都)赤湯停車場線(二色根工区) (一)赤湯停車場線 | 県(街路) | 南陽市二色根 | 840 m | | ○ | | |
| 21 | (都)赤湯停車場線(三間通工区) (一)赤湯停車場線 | 県(街路) | 南陽市三間通 | 780 m | | ○ | | |
| 22 | (都)本町東大町線 (主)酒田松山線 | 県(街路) | 酒田市中町 | 960 m | | ○ | | |
| 23 | (都)羽黒橋加茂線(苗津町工区) (主)鶴岡羽黒線 | 県(街路) | 鶴岡市苗津町 | 320 m | | ○ | | |
| 24 | (主)上山蔵王公園線 | 県(道路) | 山形市蔵王温泉 | 480 m | ○ | | | |
| 25 | (主)山形山寺線 | 県(道路) | 山形市山寺 | 200 m | | ○ | | |
| 26 | (都)四日町山家町線(六日町工区) | 山形市 (街路) | 山形市六日町 | 678 m | ○ | | | |
| 27 | (都)十日町双葉町線(十日町工区) (都)旅籠町八日町線(十日町工区) | 山形市 (街路) | 山形市香澄町 | 556 m | ○ | | | |
| 28 | (都)諏訪町七日町線(建昌寺前工区) (都)香澄町七日町線(建昌寺前工区) | 山形市 (街路) | 山形市七日町 | 370 m | ○ | | | (注2) |
| 29 | (市)山寺川原町線 | 山形市 (道路) | 山形市山寺 | 780 m | ○ | | | |
| 30 | (市)千手院線 | 山形市 (道路) | 山形市山寺 | 680 m | ○ | | | |
| 31 | (市)山寺停車場線 | 山形市 (道路) | 山形市山寺 | 120 m | ○ | | | |

計画対象路線一覧

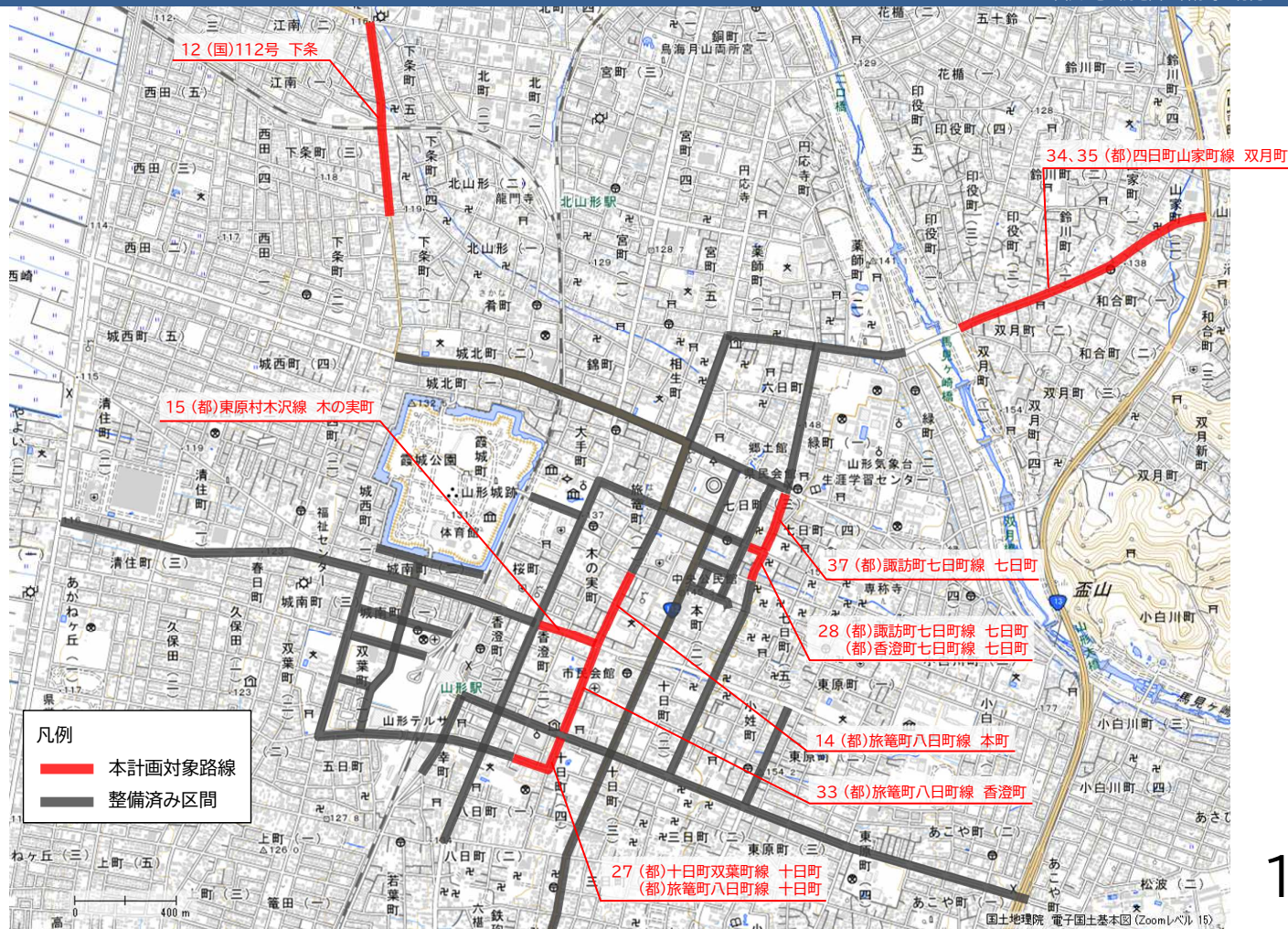
| No | 路線名 | 事業主体 | 区間 | 延長 ^(注1) | 計画期 | | 計画期 未定 | 備考 |
|-----|-------------------------------------|-------------|--------|--------------------|--------|--------|-----------|----------------|
| | | | | | 7期 | 8期 | | |
| 32 | (市)中嶋線 | 山形市 (道路) | 山形市山寺 | 90 m | | ○ | | |
| 33 | (都)旅籠町八日町線(香澄町工区) | 山形市 (街路) | 山形市香澄町 | 740 m | | ○ | | |
| 34 | (都)四日町山家町線 | 山形市 | 山形市双月町 | 500 m | | ○ | | |
| 35 | (都)四日町山家町線 | 山形市 | 山形市双月町 | 1,540 m | | ○ | | |
| 36 | (市)小白川街道線 | 山形市 (街路) | 山形市七日町 | 240 m | | ○ | | |
| 37 | (都)諏訪町七日町線 | 山形市 (街路) | 山形市七日町 | 540 m | | ○ | | |
| 38 | 区画道路(歩行者専用道路) | 山形市 (街路) | 山形市七日町 | 60 m | | ○ | | |
| 39 | 区画道路(歩行者専用道路) | 山形市 (街路) | 山形市七日町 | 70 m | | ○ | | |
| 40 | 区画道路(歩行者専用道路) | 山形市 (街路) | 山形市七日町 | 100 m | | ○ | | |
| 41 | 区画道路(歩行者専用道路) | 山形市 (街路) | 山形市七日町 | 360 m | | ○ | | |
| 42 | (主)上山七ヶ宿線 | 上山市 | 上山市十日町 | 940 m | ○ | | | |
| 43 | (市)船場清水町線 | 長井市 | 長井市十日町 | 400 m | | ○ | | |
| 44 | (都)山王町本町線 | 鶴岡市 (街路) | 鶴岡市本町 | 253 m | ○ | | | |
| 45 | (市)大泉橋一日市町線 | 鶴岡市 (道路) | 鶴岡市本町 | 642 m | ○ | | | |
| 46 | (都)山元蔵増線 ((主)天童大江線) | 県(街路) | 天童市交り江 | 950 m | | | ○ | |
| 47 | (都)長井駅海田線(栄町工区) ((一)長井停車場線) | 県(街路) | 長井市栄町 | 586 m | | | ○ | |
| 48 | (都)道形黄金線(泉町工区) ((一)鶴岡村上線) | 県(街路) | 鶴岡市泉町 | 1,020 m | | | ○ | |
| 49 | 国道112号(本町工区) | 県(道路) | 酒田市本町 | 470 m | | | ○ | 実生橋工区L=150mを含む |
| 50 | (都)かみのやま温泉駅新湯線 ((市)かみのやま温泉駅八日町線) | 上山市 | 上山市矢来 | 400 m | | | ○ | |
| 合 計 | | | | 43,185 m | 11,639 | 28,120 | 3,426 | |

(注1) CCB等の総延長

(注2) 3か年緊急対策

山形県無電柱化推進計画 実施箇所位置図(山形市①)

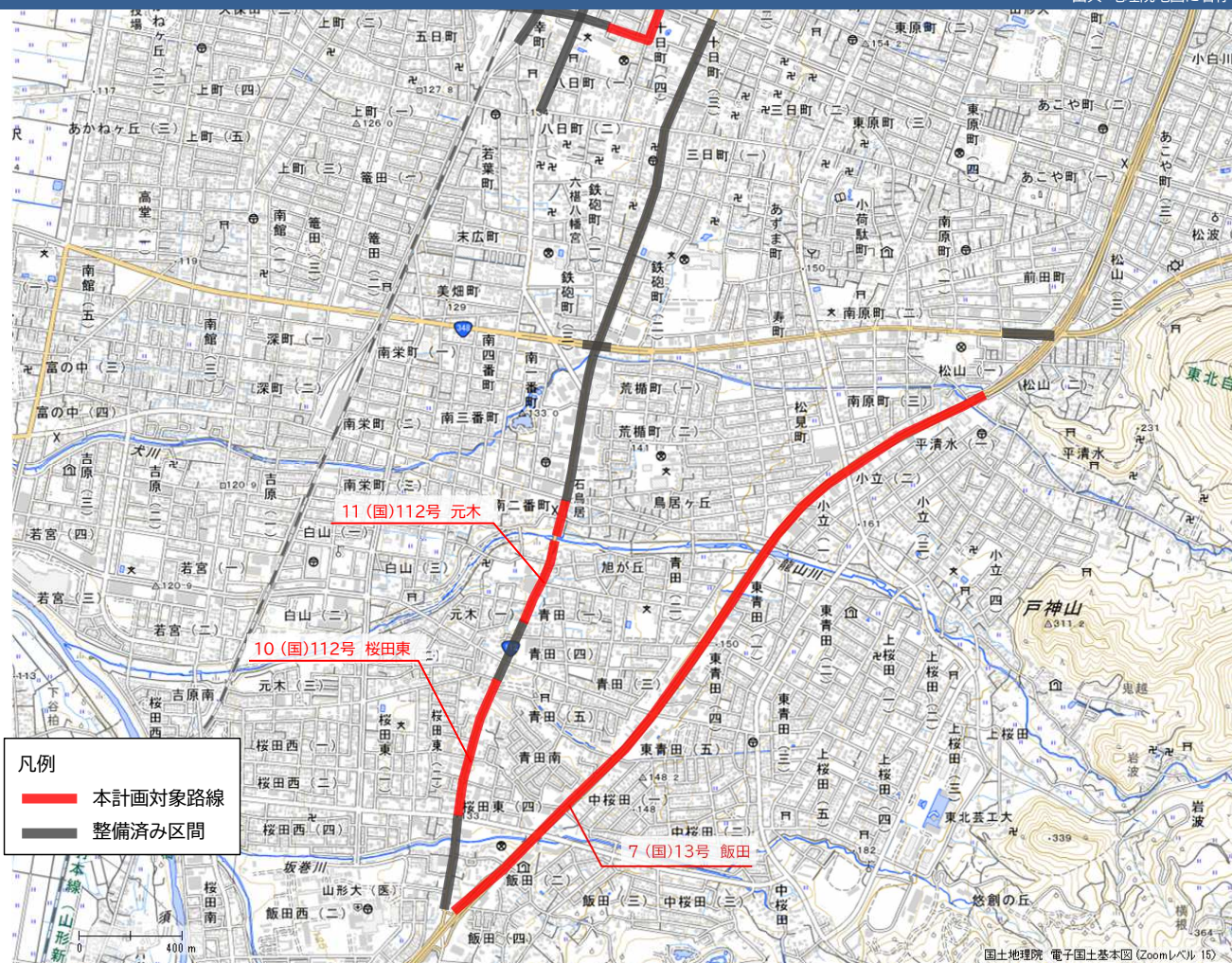
出典:地理院地図に名称等を付記して作成



1

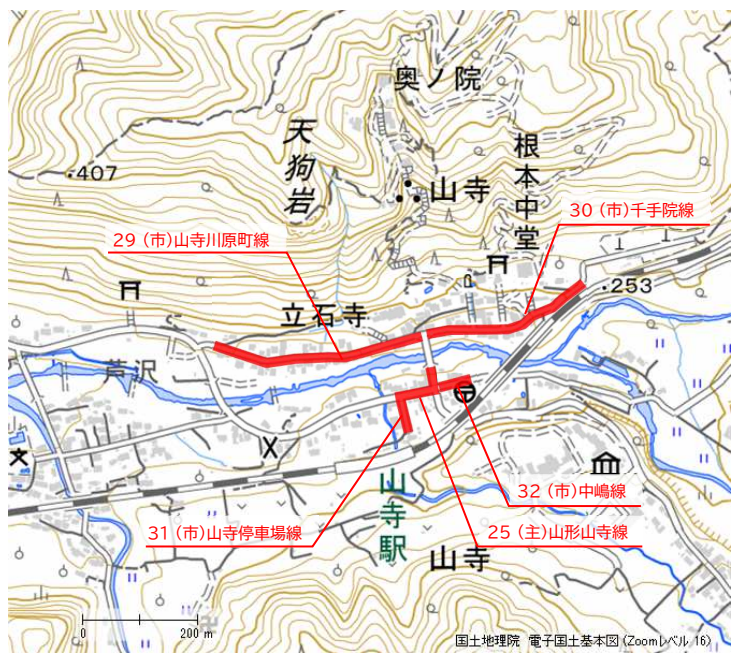
山形県無電柱化推進計画 実施箇所位置図(山形市②)

出典:地理院地図に名称等を付記して作成



2

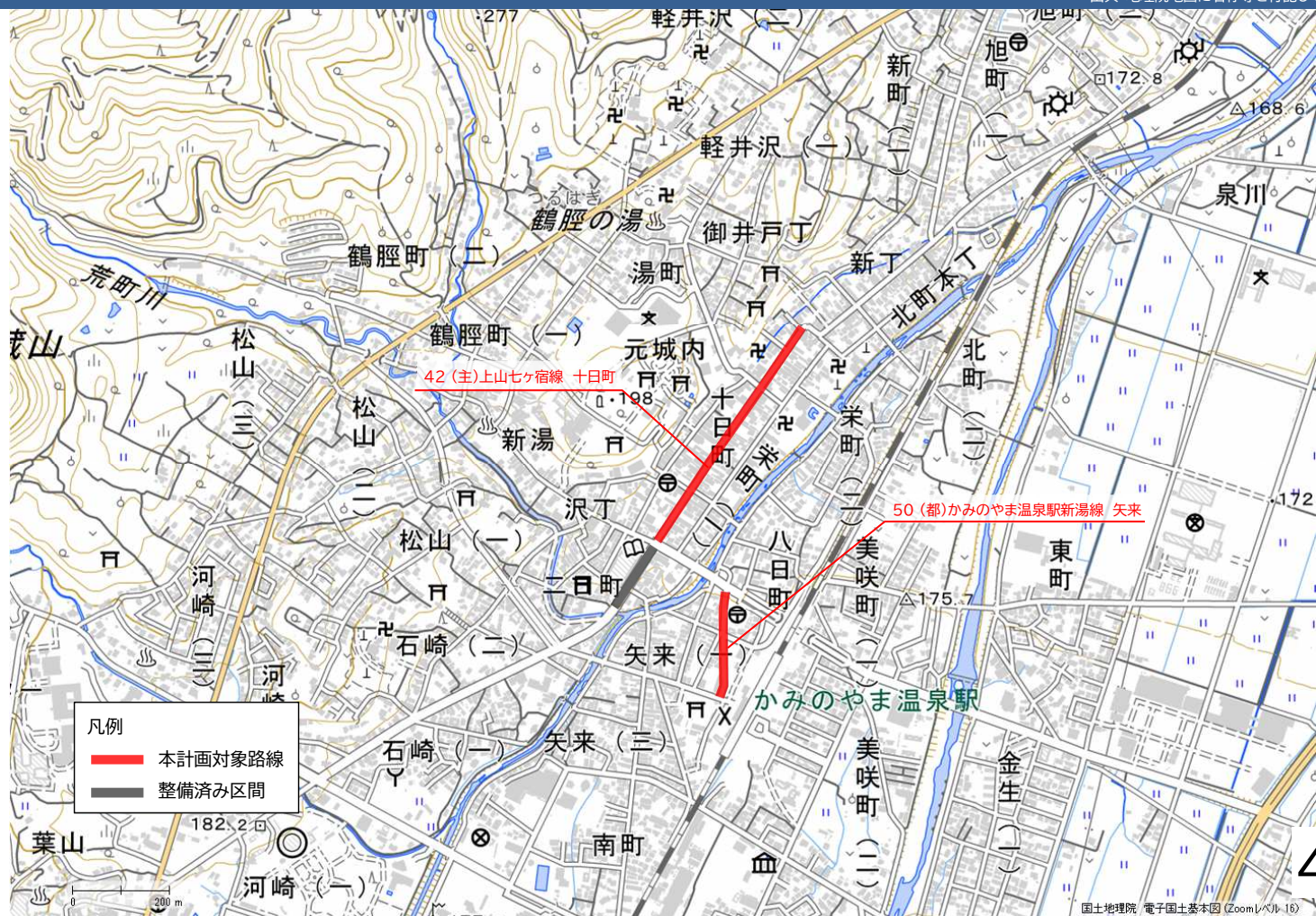
山形市(山寺地内)



山形市(蔵王温泉地内)



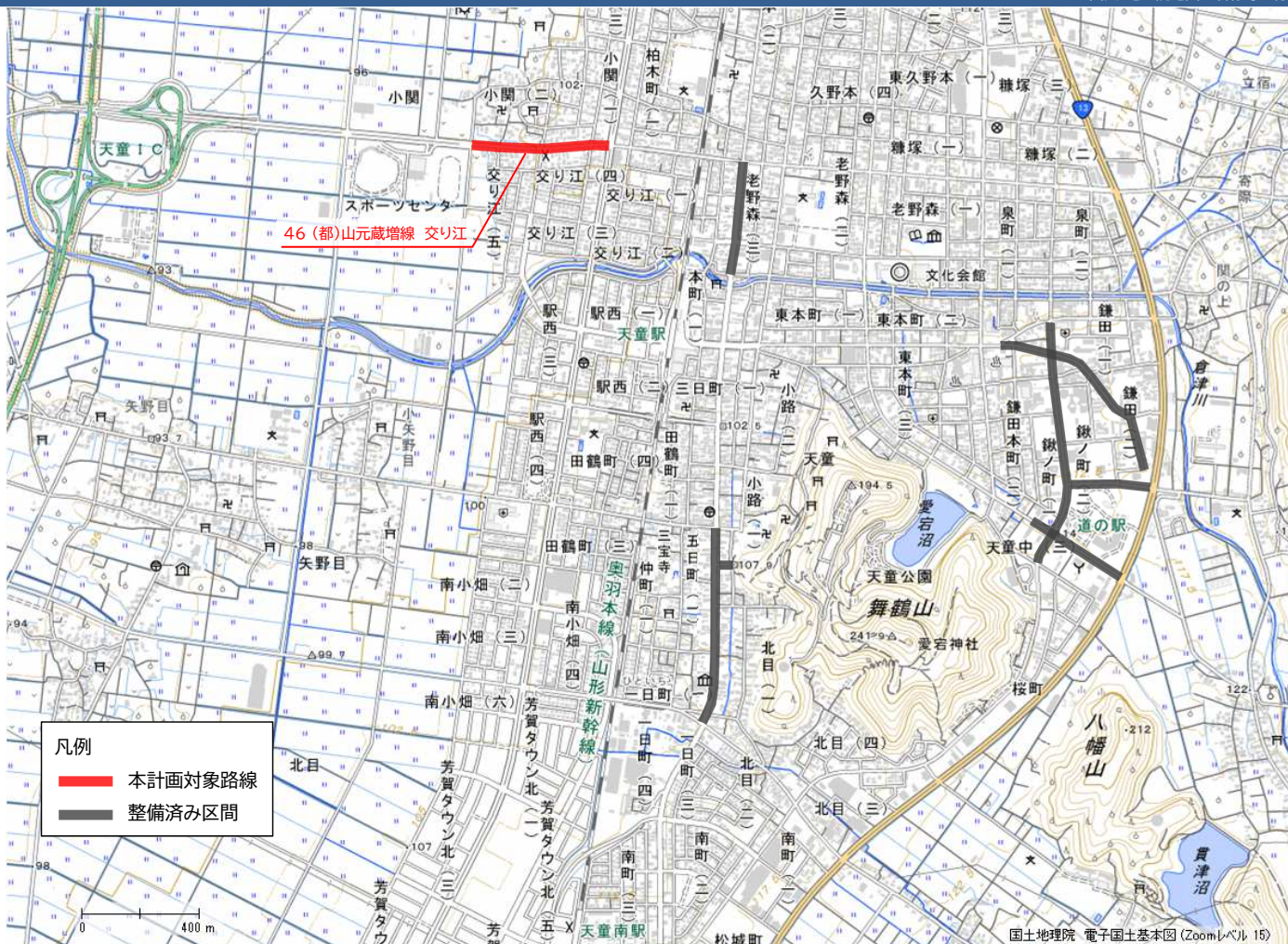
- 凡例
- 本計画対象路線
 - 整備済み区間



- 凡例
- 本計画対象路線
 - 整備済み区間

山形県無電柱化推進計画 実施箇所位置図(天童市)

出典:地理院地図に名称等を付記して作成



5

山形県無電柱化推進計画 実施箇所位置図(村山市)

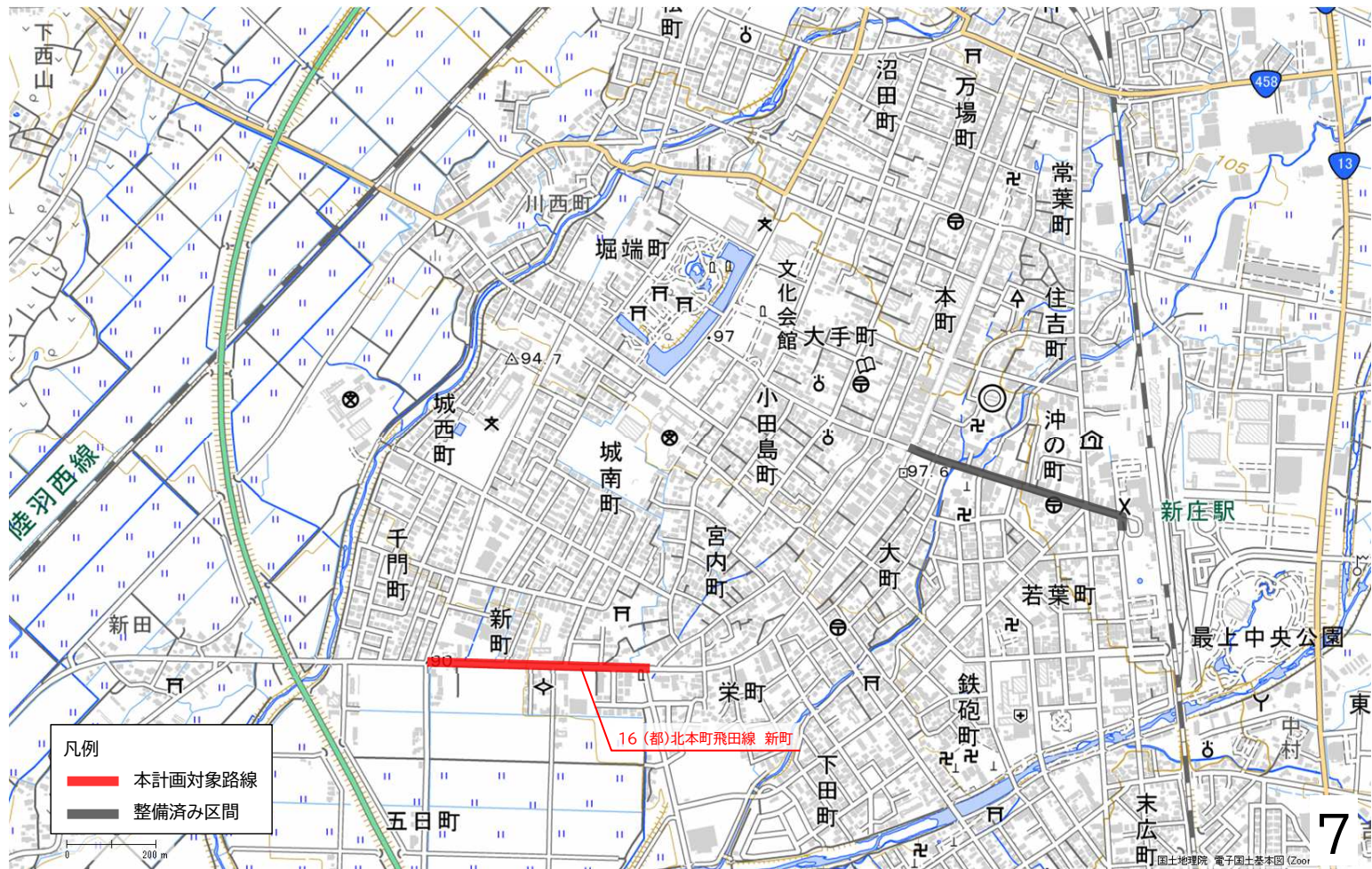
出典:地理院地図に名称等を付記して作成



6

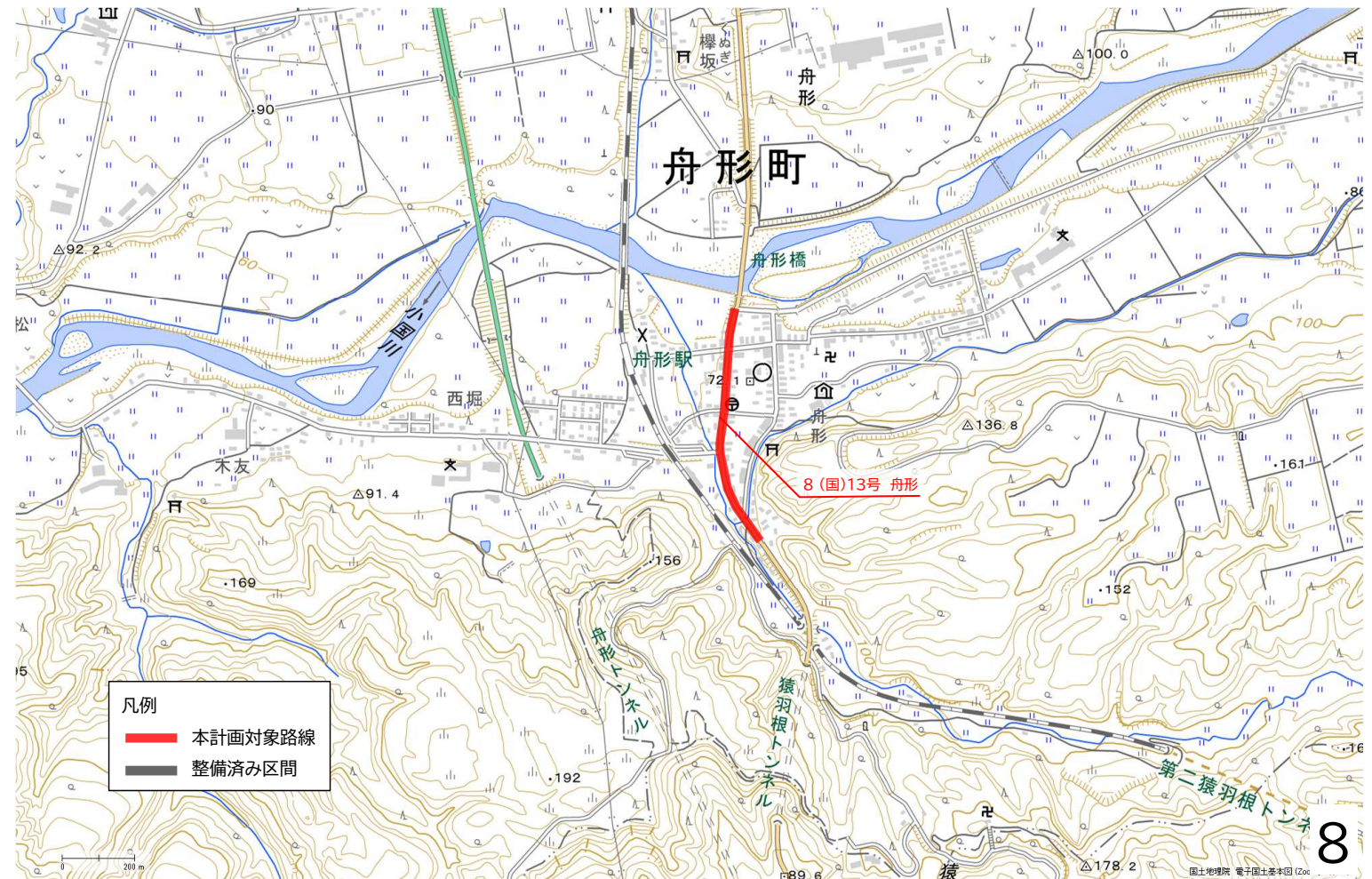
山形県無電柱化推進計画 実施箇所位置図(新庄市)

出典:地理院地図に名称等を付記して作成



山形県無電柱化推進計画 実施箇所位置図(舟形町)

出典:地理院地図に名称等を付記して作成



山形県無電柱化推進計画 実施箇所位置図(南陽市)

出典:地理院地図に名称等を付記して作成



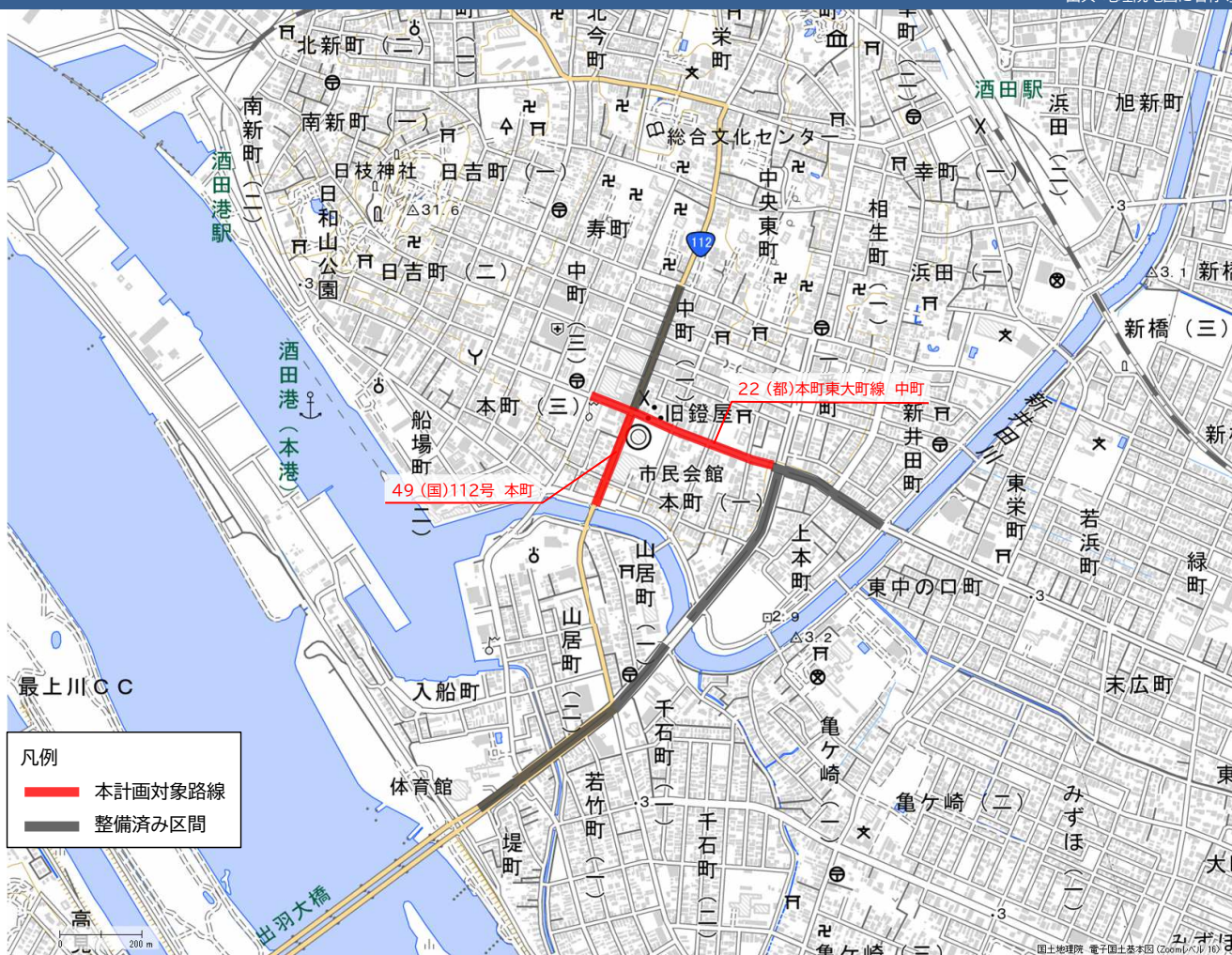
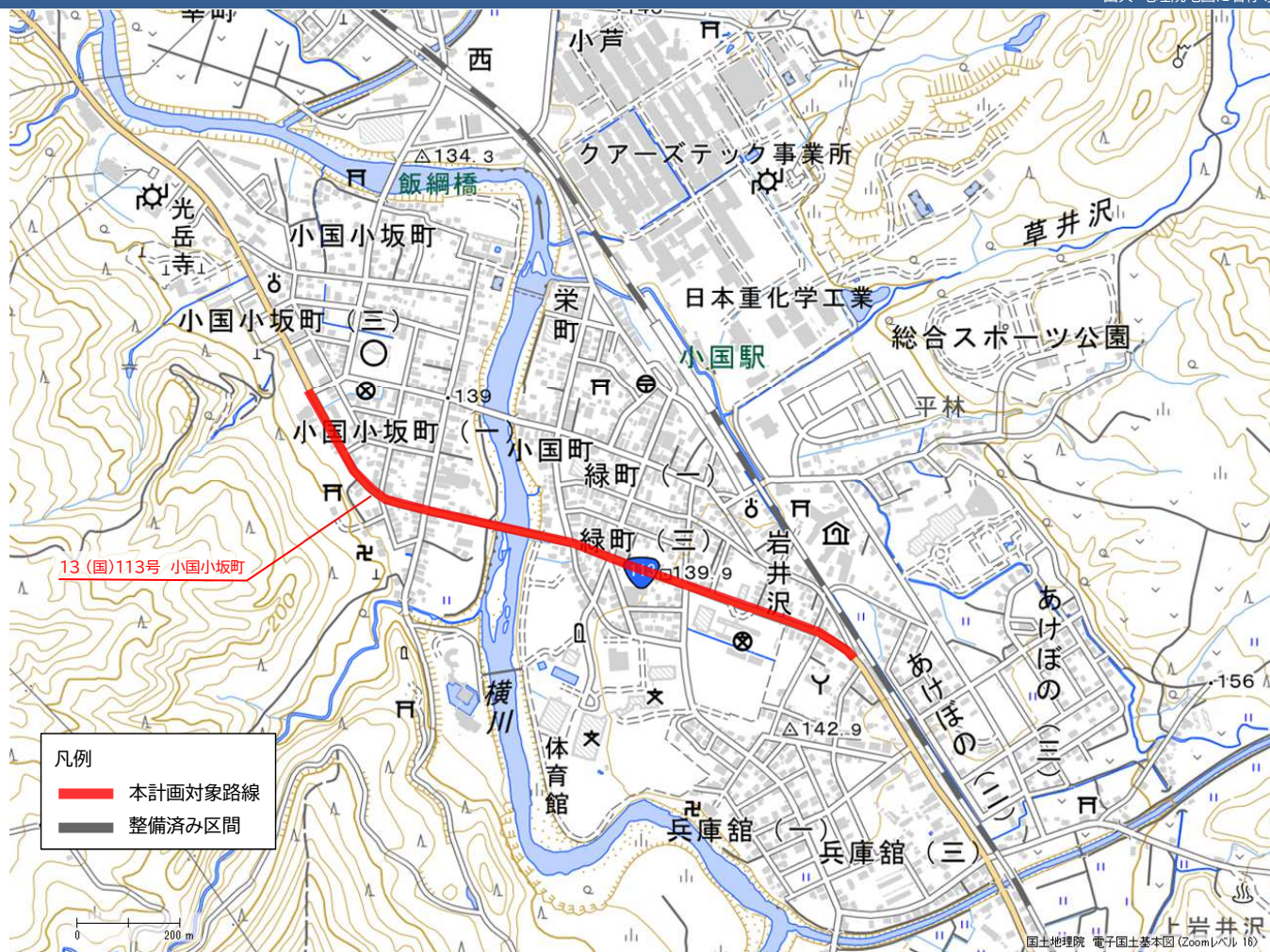
9

山形県無電柱化推進計画 実施箇所位置図(長井市)

出典:地理院地図に名称等を付記して作成



10



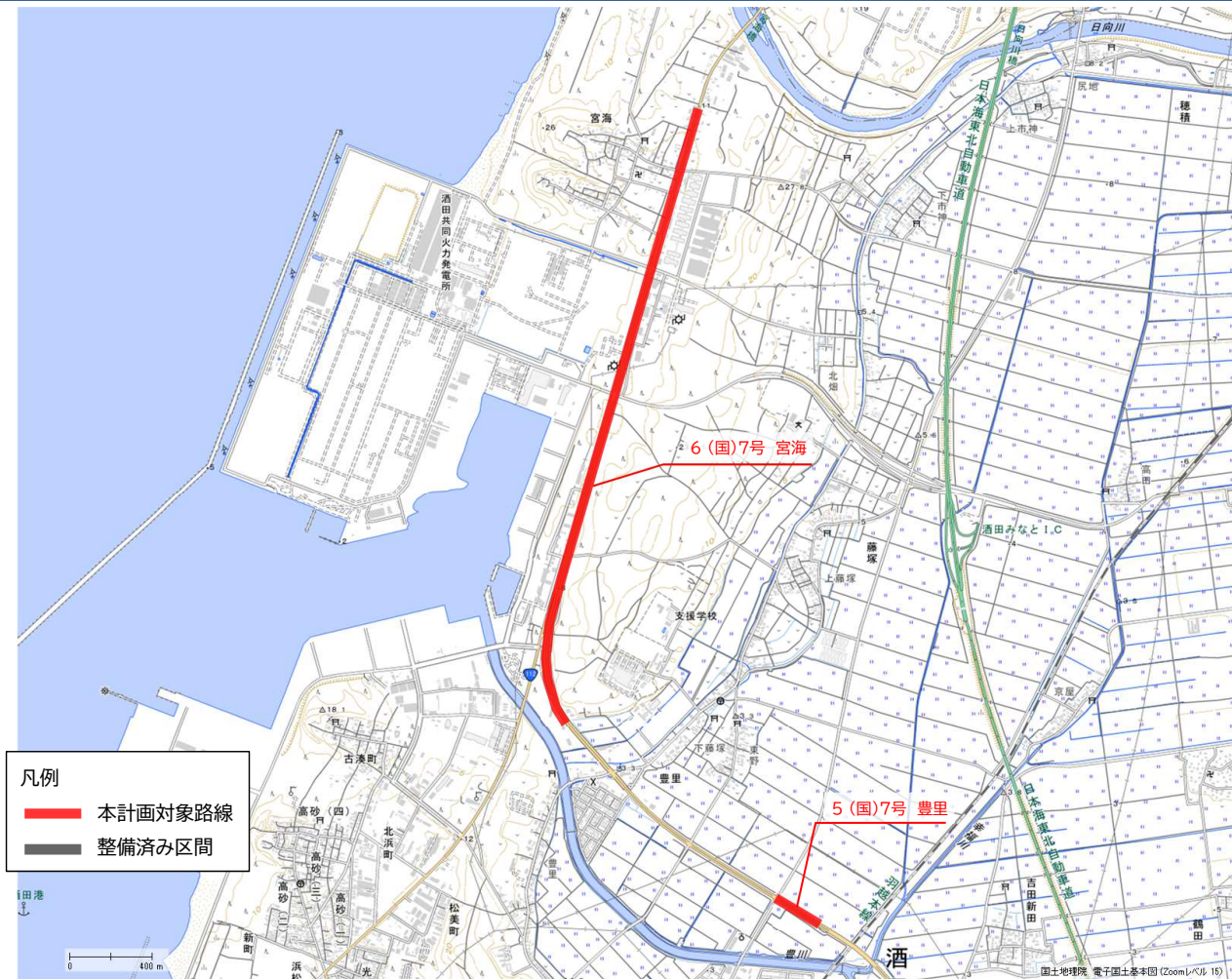
山形県無電柱化推進計画 実施箇所位置図(酒田市②)

出典:地理院地図に名称等を付記して作成



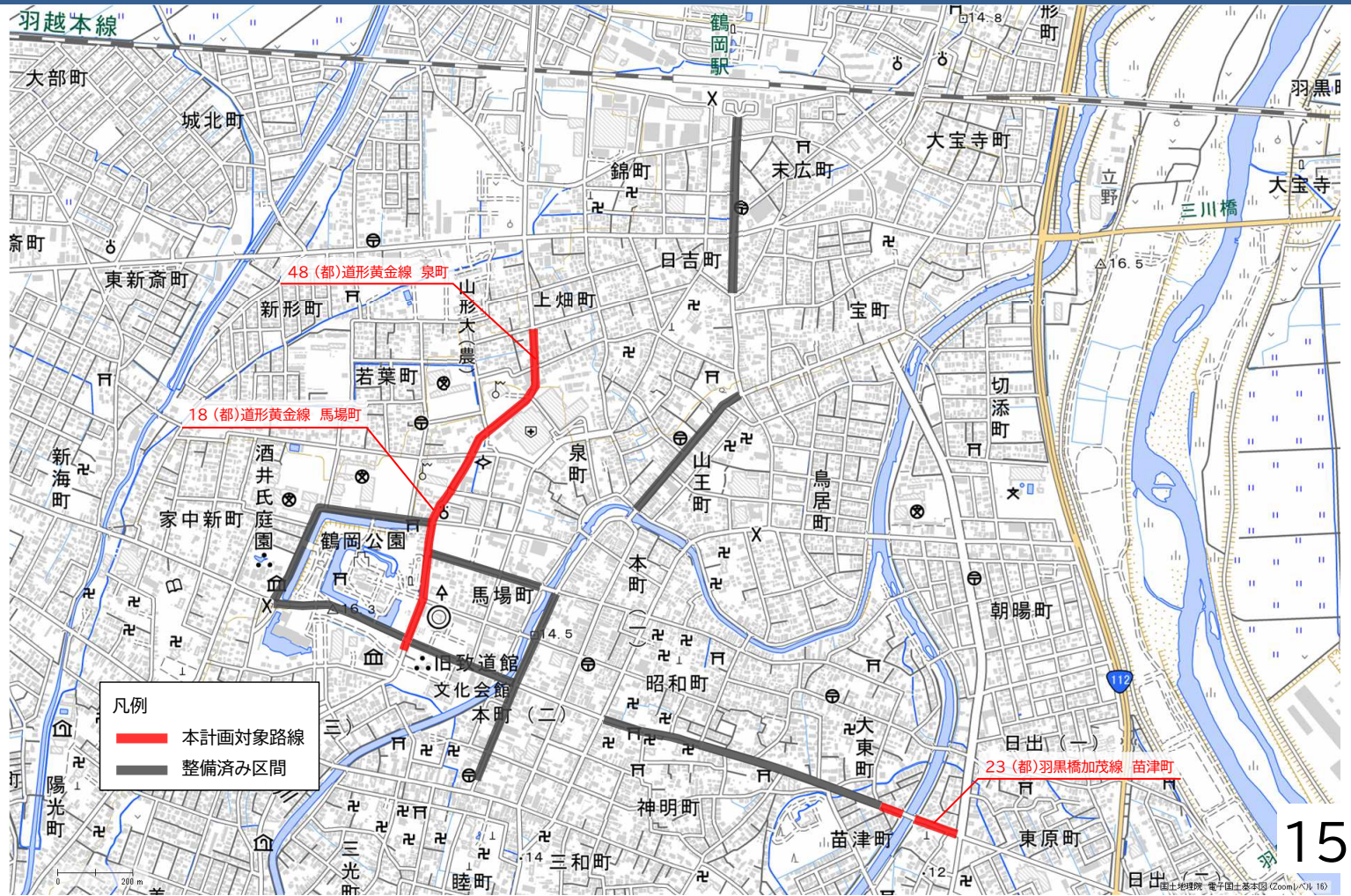
山形県無電柱化推進計画 実施箇所位置図(酒田市③)

出典:地理院地図に名称等を付記して作成



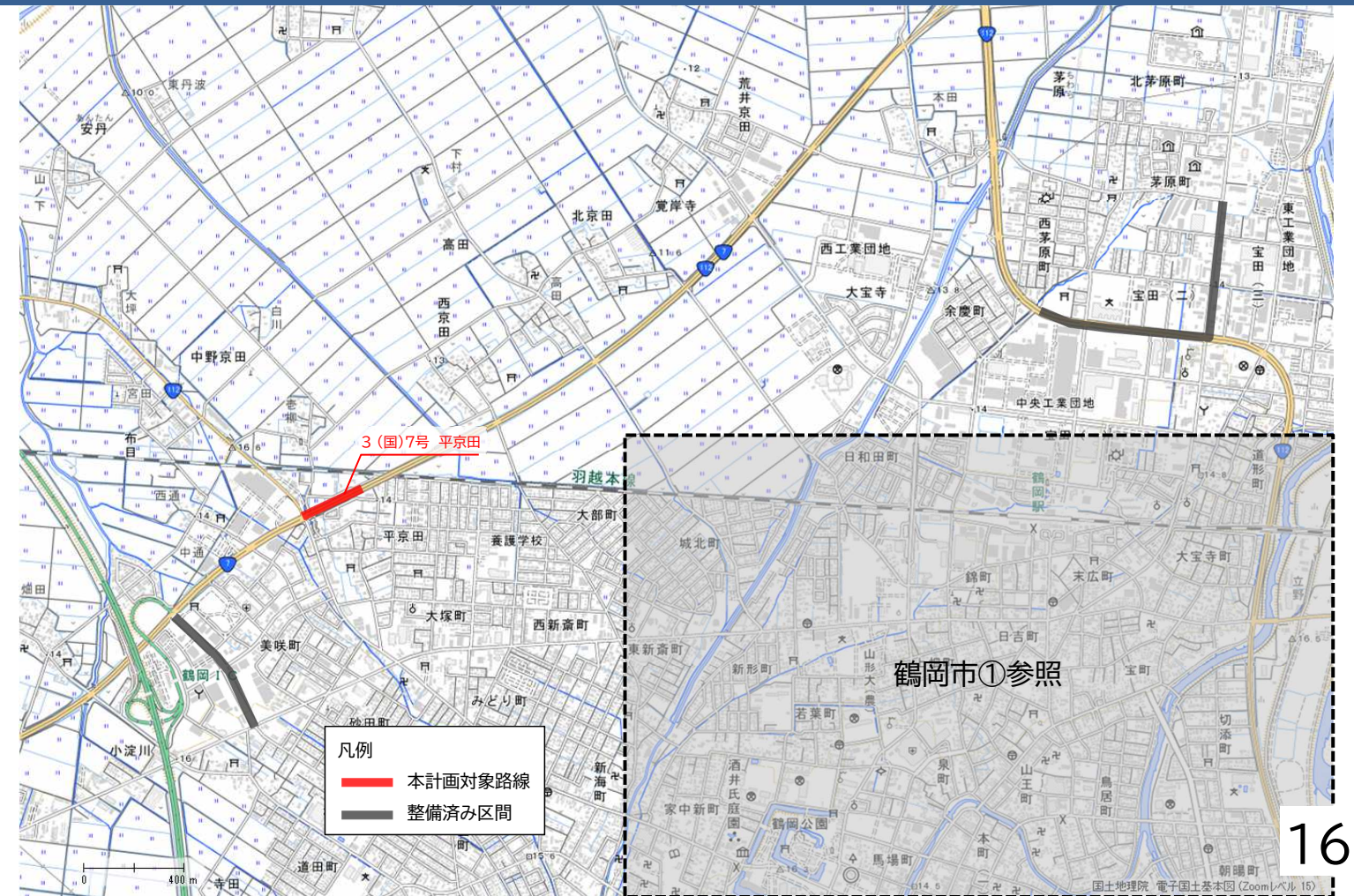
山形県無電柱化推進計画 実施箇所位置図(鶴岡市①)

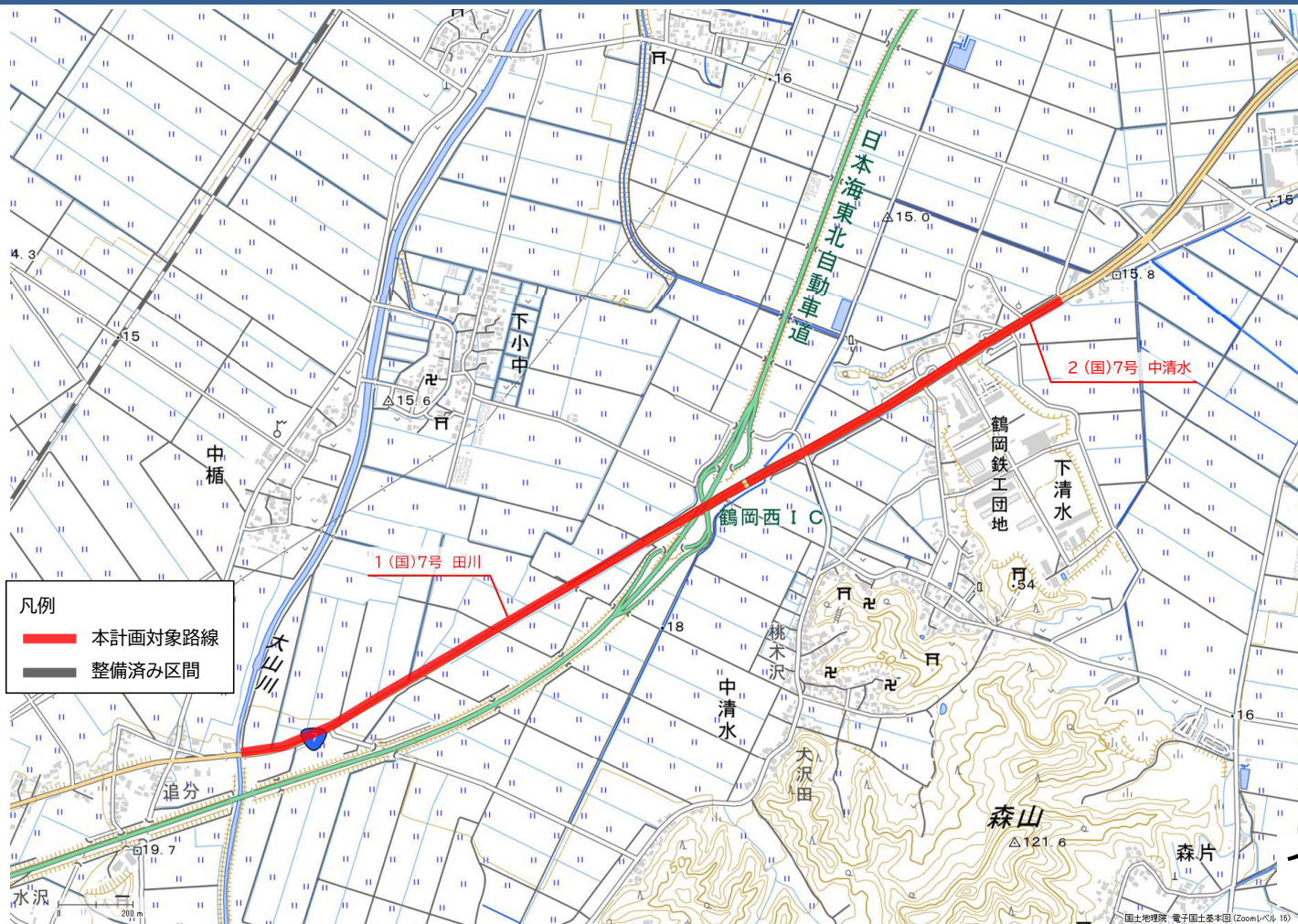
出典:地理院地図に名称等を付記して作成



山形県無電柱化推進計画 実施箇所位置図(鶴岡市②)

出典:地理院地図に名称等を付記して作成



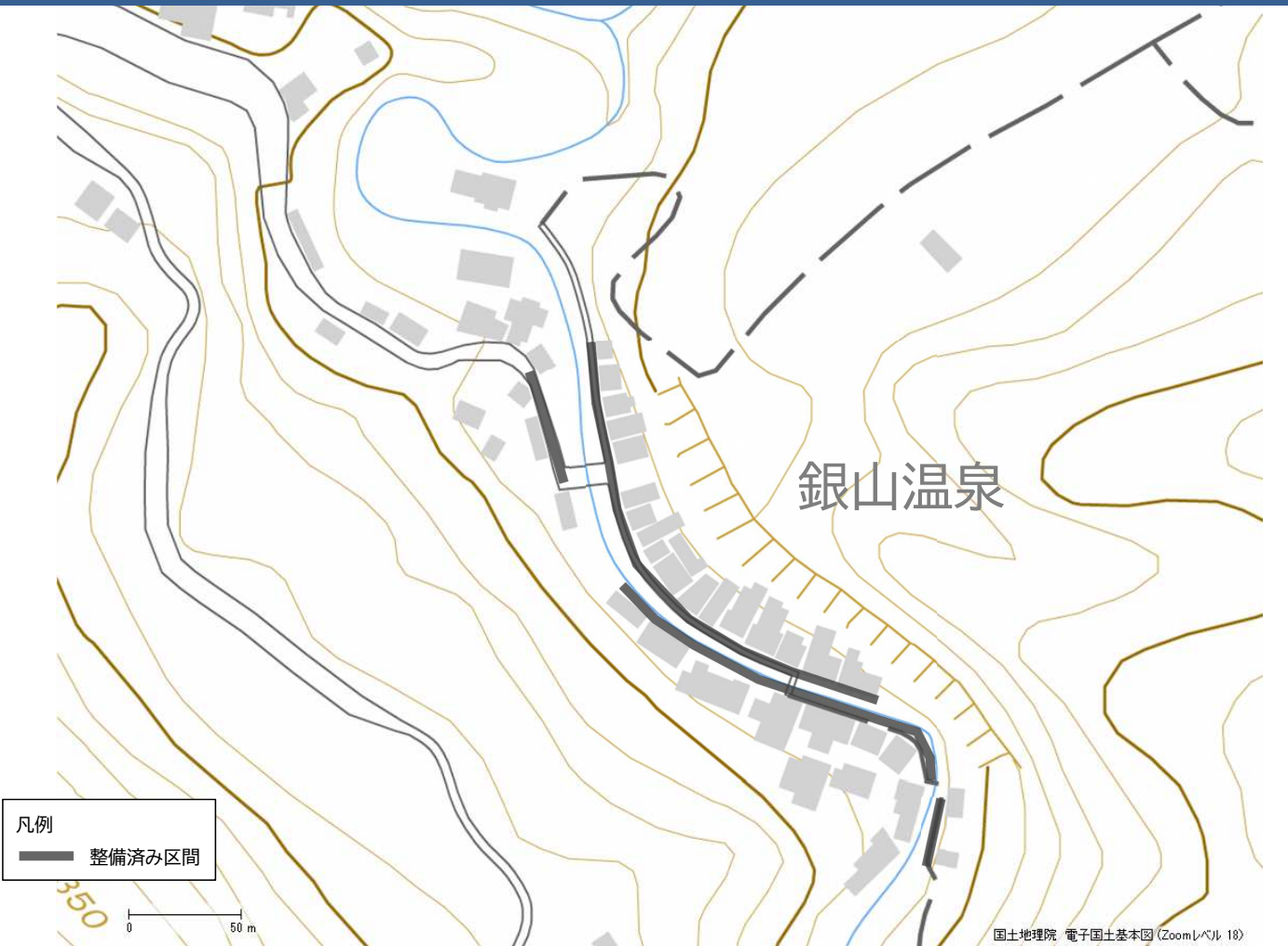
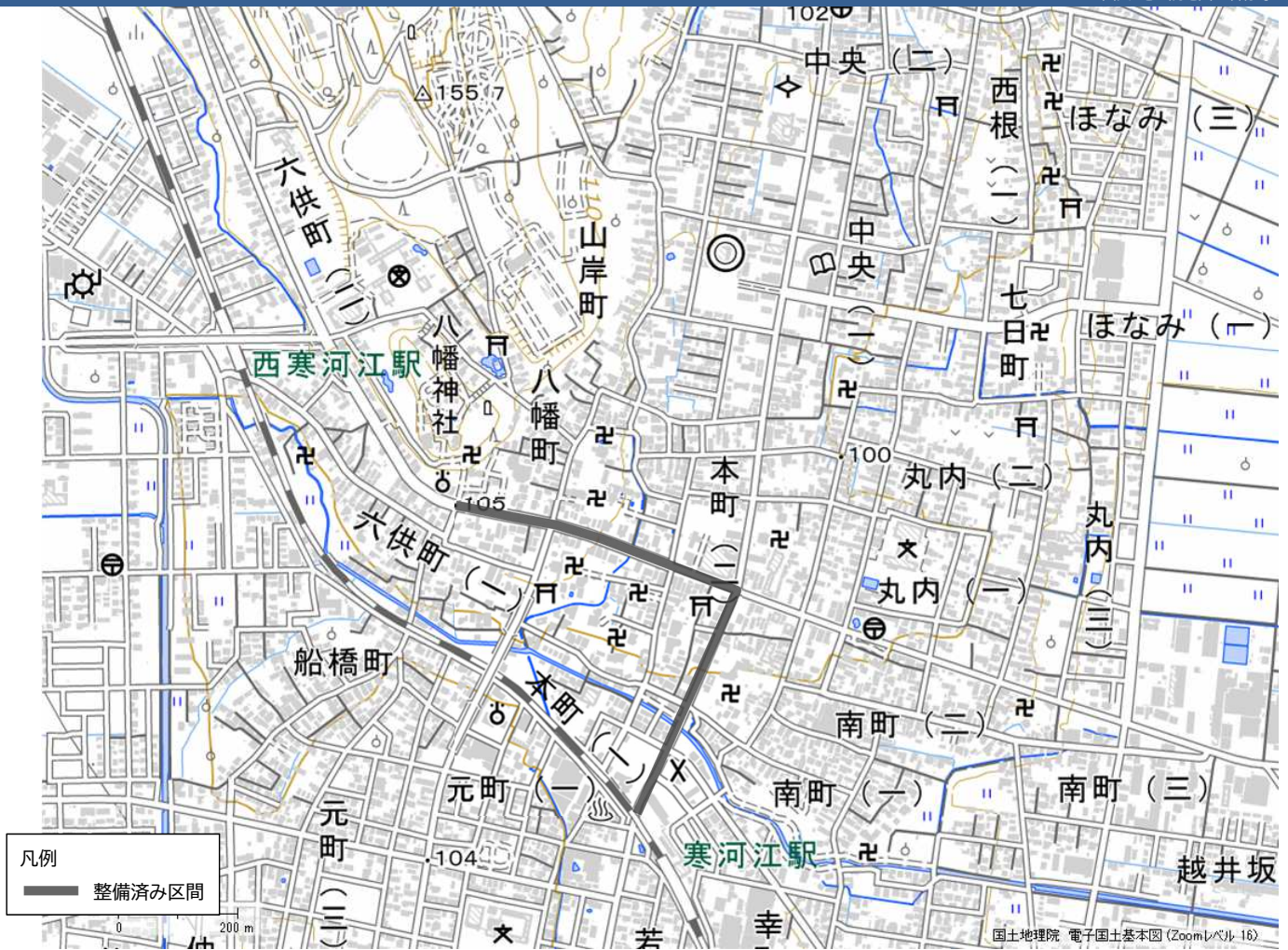


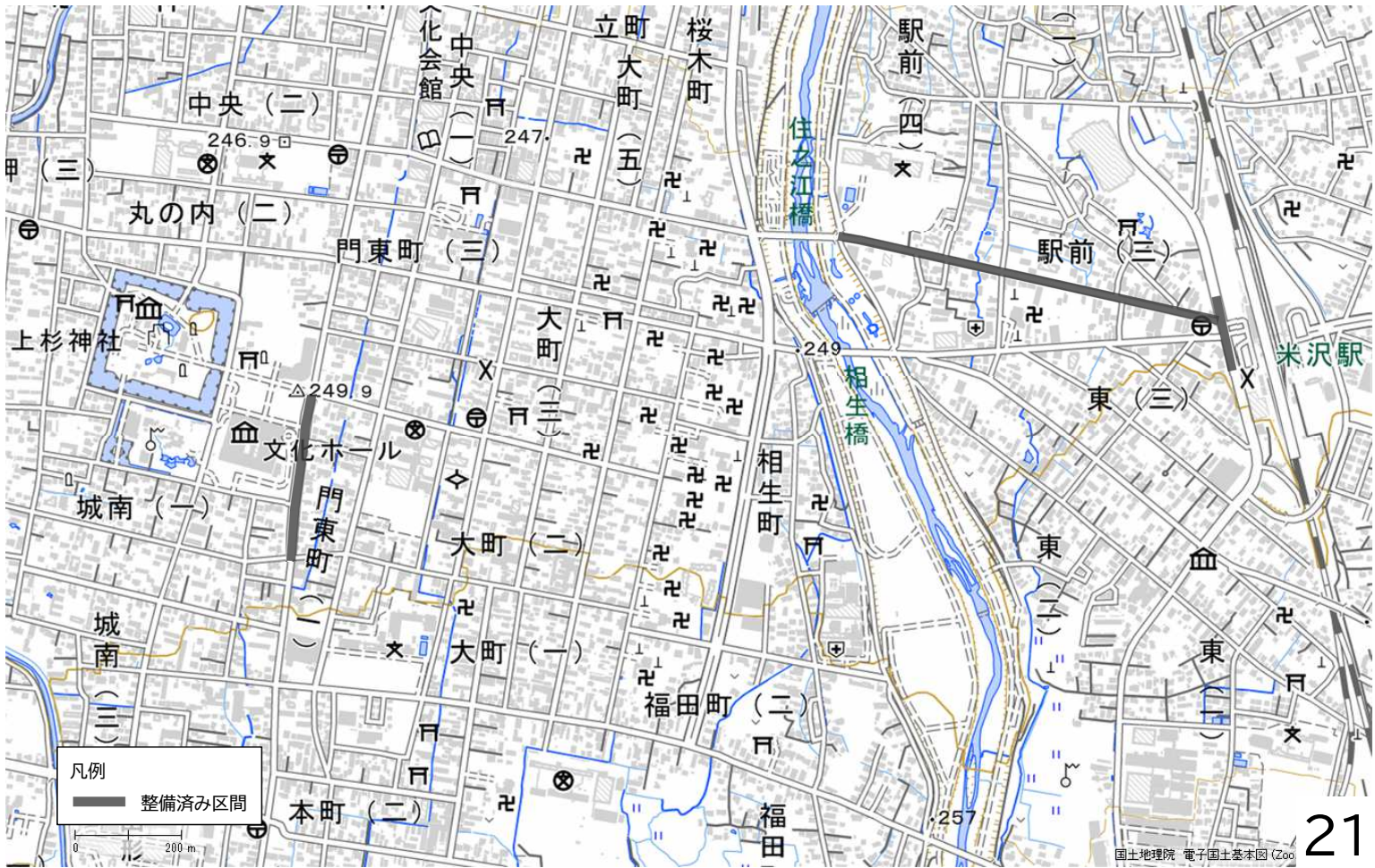
山形市(北部)

山形市(西部)

山形市(南部)







鶴岡市(羽黒地区)

鶴岡市(温海地区)



凡例
— 整備済み区間

山形県無電柱化推進計画

2024（令和6）年3月

山形県 県土整備部 道路整備課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL：023-630-2592（直通）

FAX：023-630-2603